別表３　判定料金

１．モデル建物法　（小規模版含む※）　（税込み、単位：円）

面　積 （㎡）	用途分類（別表４による）		
	A類	B類	C類
100以内	30,000	15,000	10,000
100を超え200以内	60,000	30,000	20,000
200を超え300以内	120,000	60,000	40,000
300を超え500以内	140,000	80,000	60,000
500を超え1,000以内	160,000	100,000	80,000
1,000を超え2,000以内	180,000	120,000	100,000
2,000を超え5,000以内	260,000	180,000	140,000
5,000を超え10,000以内	300,000	220,000	170,000

※３００㎡未満の非住宅のみ適用可能

２．標準入力法（主要室入力法を含む）　（税込み、単位：円）

面　積 （㎡）	用途分類（別表４による）		
	A類	B類	C類
100以内	100,000	50,000	40,000
100を超え200以内	200,000	100,000	80,000
200を超え300以内	240,000	120,000	100,000
300を超え500以内	260,000	140,000	120,000
500を超え1,000以内	280,000	160,000	140,000
1,000を超え2,000以内	300,000	180,000	160,000
2,000を超え5,000以内	450,000	300,000	260,000
5,000を超え10,000以内	520,000	350,000	300,000

３．標準計算法（※）　　（税込み、単位：円）

面　積 （㎡）	用途分類（別表４による） B類
100以内	10,000
100を超え200以内	20,000
200を超え300以内	30,000
300を超え500以内	60,000
500を超え1,000以内	80,000
1,000を超え2,000以内	120,000
2,000を超え5,000以内	180,000
5,000を超え10,000以内	220,000

※一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に限る

（特記事項）

１．面積の算定について、建築物の部分が省エネ計算における計算対象外の室となる場合は、当該部分の面積を減じた面積とする。

２．一つの棟に複数の用途分類がある場合には、用途毎（Ａ類、Ｂ類、Ｃ類）の面積、計算方法別に算出し、その合計金額とする。

３．計画変更の料金は、計画変更時の面積に応じて別表３から算定される料金の１０分の６の額とする。ただし、次の場合は別表３の料金とする。

①モデル建物法を標準入力法に変更するなど、計算方法が変更される場合

②直前の判定を当機関以外から受けている場合

４．軽微変更該当証明の料金は、軽微変更該当証明申請時の面積に応じて別表３から算定される料金の１０分の５の額とする。ただし、直前の判定を当機関以外から受けている場合は別表３の料金とする。

５．増改築の場合には、増改築部分の用途・面積により料金を算定する。

６．建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行なう際にその対象となる室がない場合は、別表３によらず床面積３００㎡以下の場合には、１０，０００円（税込み）、３００㎡超えの場合には、３０，０００円（税込み）とする。

７．第１９条（３）に該当する場合で各特定行政庁が減免措置の対象とする建築物については、別表３の判定料金の半額又は各特定行政庁における減免額のいずれか低い額を減免する。この場合、準半壊以上の罹災を証明する書面の提出が必要。

※特定行政庁　熊本市、八代市又は天草市の区域においては当該市長、その他の区域においては熊本県知事

別表４　用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより、以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	コード
A類	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	寺社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（前３項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B類	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舎	08040

	下宿	08050
	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類する	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
B類	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行なうもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに	08456

B類	限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室そ の他これらに類する施設	
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
C類	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の施設	08620

	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵をするもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

※その他（08990）についてはご相談下さい